

資料 7 2 - 3

内国郵便約款の変更認可

(諮問第1212号)



諮問第 1212 号
令和 3 年 3 月 22 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 武田 良太

諮問書

日本郵便株式会社(代表取締役社長 衣川 和秀)から、別添のとおり、郵便法(昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。)第 68 条第 1 項の規定に基づく内国郵便約款の変更の認可申請があった。

これについて審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、同条第 2 項各号の規定に適合しており妥当なものであると認められる。

よって、同条第 1 項の認可をすることとしたい。

上記について、法第 73 条第 1 号の規定に基づき諮問する。

審査結果

法の規定に適合したものと認められることから、認可することが
 適当である。

項目	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。 (法第 68 条第 2 項第 1 号)		
イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	今回の改正事項は、特殊取扱の一つである「特定期間引受配達地域指定郵便」の条件の変更であり、法律等の規定により郵便約款で定めることとされている事項である。
ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	今回の改正事項は、郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項については変更がない。
ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項	適	今回の改正事項は、郵便に関する料金の収受に関する事項については変更がない。
ニ その他会社の責任に関する事項	適	今回の改正事項は、会社の責任に関する事項については変更がない。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 (法第 68 条第 2 項第 2 号)	適	今回の改正事項は、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものではない。



別添

2020-日郵営第0807号
2021年3月9日

総務大臣
武田 良太 様

日本郵便株式会社
代表取締役社長

衣川 和透

郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づき、内国郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

1 内国郵便約款

別添新旧対照表のとおり。

2 実施予定期日

2021年6月1日

3 変更を必要とする理由

夏の時期以外にも通常葉書による特定期間引受配達地域指定郵便のサービスを利用したいとのニーズを踏まえ、対象とする郵便葉書を料額印面の付いた通常葉書（お年玉付きとして発行されたものを除く。）に変更し、お客さまの利便性を一層向上させることにより、利用の維持・拡大を図るため。

内国郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正
<p>(特定期間引受配達地域指定郵便の取扱い)</p> <p>第155条 当社は、あて名の記載を省略した郵便物を当社が別に定める期間内に引き受け、これを当社が指定する地域ごとの配達箇所数に基づいて、その一以上の地域の住宅等のすべてに配達する特定期間引受配達地域指定郵便の取扱いをします。</p> <p>2 特定期間引受配達地域指定郵便の取扱いは、次に掲げる条件を満たす通常葉書につき、これをします。</p> <p>(1) <u>お年玉付郵便葉書等に関する法律第1条第1項の規定により発行された郵便葉書(お年玉付きとして発行されたものを除きます。)</u>であること。</p> <p>(2) 同一差出人から差し出されたものであること。</p> <p>(3) 当社が別に定める区分、把束、差出方法及び差出事業所に関する条件を満たすものであること。</p> <p>3 特定期間引受配達地域指定郵便とする郵便物(以下「特定期間引受配達地域指定郵便物」といいます。)は、これを他の特殊取扱とすることができません。</p>	<p>(特定期間引受配達地域指定郵便の取扱い)</p> <p>第155条 当社は、あて名の記載を省略した郵便物を当社が別に定める期間内に引き受け、これを当社が指定する地域ごとの配達箇所数に基づいて、その一以上の地域の住宅等のすべてに配達する特定期間引受配達地域指定郵便の取扱いをします。</p> <p>2 特定期間引受配達地域指定郵便の取扱いは、次に掲げる条件を満たす通常葉書につき、これをします。</p> <p>(1) <u>料額印面の付いたもの(お年玉付郵便葉書等に関する法律第1条第1項の規定によりお年玉付きとして発行されたものを除きます。)</u>であること。</p> <p>(2) 同一差出人から差し出されたものであること。</p> <p>(3) 当社が別に定める区分、把束、差出方法及び差出事業所に関する条件を満たすものであること。</p> <p>3 特定期間引受配達地域指定郵便とする郵便物(以下「特定期間引受配達地域指定郵便物」といいます。)は、これを他の特殊取扱とすることができません。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則 (※※※※年※※月※※日 2020-日郵営第※※※号)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この改正規定は、2021年6月1日から実施します。</u></p>

内国郵便約款の変更認可について

総 務 省

第1 郵便約款の認可について

1 郵便約款の認可

(郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」という。)
第68条第1項)

会社は、郵便の役務に関する提供条件(料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。)について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 審議会への諮問

(法第73条第1号)

総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの^{※1}に諮問しなければならない。

一 第六十七条第三項^{※2}、第六十八条第一項又は第七十条第一項^{※3}の規定による認可をしようとするとき。

※1 「情報通信行政・郵政行政審議会」を指す(郵便法第七十三条の審議会等を定める政令(平成十五年政令第八十三号))

※2 第三種郵便物・第四種郵便物の料金の認可

※3 郵便業務管理規程の認可

第2 日本郵便株式会社からの申請（内国郵便約款の変更）

1 背景・課題

「かもめ〜る」は、1986年から毎年夏期（6月～8月）に暑中・残暑見舞い用として販売されているくじ引番号付き郵便葉書である。

また、「かもめタウン」（特定期間引受配達地域指定郵便）は、「かもめ〜る」を利用して、あて名（受取人の氏名及び住所等）なしで差出人が指定する地域の住宅等の全てに配達するサービスである。2009年に東京都及び政令指定都市で試行し、2010年から全国で実施している。

現在、「かもめ〜る」の発行枚数は年々減少しており、くじ賞品の交換率も低迷している。また、くじ付きによる特有のコスト（くじ賞品の調達コスト等）も発生している。

さらに、「かもめタウン」の顧客（地域の飲食店等）から、夏期以外にも（通常葉書を利用した）同種のサービスがあるとよい、との要望が寄せられている。

2 サービスの見直し及び内国郵便約款の改正

現在の「かもめタウン」について、「かもめ〜る」を対象とした夏期限定のサービスから、「通常葉書」を対象とした通年のサービスに変更する。

そのため、内国郵便約款を変更し、「かもめタウン」の取扱対象を、「かもめ〜る」から「通常葉書」に変更する。

3 実施予定日

令和3年6月1日

參考資料

参照条文

○郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）

（郵便約款）

第六十八条 会社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項

ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項

ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項

ニ その他会社の責任に関する事項

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（審議会等への諮問）

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二・三 （略）

○郵便法第七十三条の審議会等を定める政令（平成 15 年政令第 83 号）

郵便法第七十三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

1. 背景・課題

- 「かもめ～る」: 1986年から毎年夏期(6月～8月)に暑中・残暑見舞い用として販売されているくじ引番号付き郵便葉書。
- 「かもめタウン」(特定期間引受配達地域指定郵便):

かもめ～るを利用して、あて名(受取人の氏名及び住所等)なしで差出人が指定する地域の住宅等の全てに配達するサービス。2009年に東京都及び政令指定都市で試行し、2010年から全国で実施。

※同種のサービスとして、お年玉付きとして発行される年賀葉書を対象としたサービス(「年賀タウン」(配達地域指定年賀特別郵便)がある。

【課題】

- 「かもめ～る」の発行枚数は下表のとおり年々減少しており、くじ賞品の交換率も低迷。また、くじ付きによる特有のコスト(くじ賞品の調達コスト、交換に関する受付・発送コスト)も発生している。

(単位:千枚)

年度	2016	2017	2018	2019	2020
発行枚数 (対前年比)	272,458	264,174 (△3%)	252,856 (△4%)	214,406 (△15%)	140,053 (△35%)

- 「かもめタウン」の顧客(地域の飲食店、美容室、コンビニエンスストア等)から、夏の時期以外にも(通常葉書を利用した)同種のサービスがあるとよい、との要望が寄せられている。

※2020年12月、通年で利用できる同種のサービスの利用意向について、日本郵便が事業所を対象にアンケートを実施したところ、約3割が「利用したい」旨回答。

2. 改正内容等

○ サービス内容の変更

現在の「かもめタウン」について、かもめ～るを対象とした夏期限定のサービスから、通常葉書を対象とした通年のサービスに変更する。

項目	現行	変更後
対象となる葉書	夏のおたより郵便葉書（かもめ～る）	日本郵便が発行する通常葉書（年賀葉書を除く）
引受期間	夏のおたより郵便葉書の販売開始日からくじ引きの期日の前日まで （本年度は、6月1日から8月30日まで）	1月15日から12月14日まで

○ 内国郵便約款の変更

「かもめタウン」（特定期間引受配達地域指定郵便）の取扱対象を、「かもめ～る」から「通常葉書」に変更する。

現行	変更後
<p>（特定期間引受配達地域指定郵便の取扱い）</p> <p>第155条 当社は、あて名の記載を省略した郵便物を当社が別に定める期間内に引き受け、これを当社が指定する地域ごとの配達箇所数に基づいて、その一以上の地域の住宅等のすべてに配達する特定期間引受配達地域指定郵便の取扱いをします。</p> <p>2 特定期間引受配達地域指定郵便の取扱いは、次に掲げる条件を満たす通常葉書につき、これをします。</p> <p>(1) お年玉付郵便葉書等に関する法律第1条第1項※の規定により発行された郵便葉書（お年玉付きとして発行されたものを除きます。）であること。</p> <p>（以下略）</p>	<p>（特定期間引受配達地域指定郵便の取扱い）</p> <p>第155条 当社は、あて名の記載を省略した郵便物を当社が別に定める期間内に引き受け、これを当社が指定する地域ごとの配達箇所数に基づいて、その一以上の地域の住宅等のすべてに配達する特定期間引受配達地域指定郵便の取扱いをします。</p> <p>2 特定期間引受配達地域指定郵便の取扱いは、次に掲げる条件を満たす通常葉書につき、これをします。</p> <p>(1) 料額印面の付いたもの（お年玉付郵便葉書等に関する法律第1条第1項の規定によりお年玉付きとして発行されたものを除きます。）であること。</p> <p>（以下略）</p>

※「日本郵便株式会社は、年始その他特別の時季の通信に併せて、くじ引によりお年玉等として金品を贈るくじ引番号付きの郵便葉書又は郵便切手（以下「お年玉付郵便葉書等」という。）を発行することができる。」